

前田の《ちょっと経営を考えよう》第 327 回

第4次安倍内閣が発足しました。憲法改正へ向けての正念場の内閣ですね。

さて、日本経済は日経平均24,000円を超える株価となり非常に好景気のように思えますが、一方で人手不足・原料高・ガソリン高・電気料金値上げと、企業にとっては厳しい状況が続いています。相当な覚悟と対策をもって臨まないと、企業自身もやっていけなくなることが起こりうるかもしれません。

今後、企業が生き残るための必須条件は、やはり変化に対応したビジネスモデルの構築かと思います。

最近、日本の大企業で事業戦略を大きく変えたところがあります。例えばトヨタは、今まで車種により販売する店舗を変えていたのですが、どんな車種も全ての店で売れるように変えました。まさに時代の流れに合った販売戦略ですね。他には、人員大削減してショック療法をとった大正製薬、合併して生き残り策を探る銀行業界等、時代の変化に合わせて事業戦略を大きく変えている企業が増えています。

日本の産業界にも安閑とはしておれない環境変化が押し寄せています。我々中小企業も今の経済環境に甘んじることなく、環境に合わせて変革していく必要があるように思います。

前田の《今人生を語る》第 232 回

めざめよ日本人 (154)

沖縄県の知事選が終了しました。野党が推す玉城デニー氏が知事となりました。普天間基地の辺野古移設問題がクローズアップされていましたが、他にも争点にすべきことはあったはず。これから日本はどうなるのか、厳しい状況に直面した選挙であったと思います。

2018 年も 10 月に入り、2019 年が迫ってきました。個人の所得税や贈与税は 1 月 1 日～12 月 31 日が課税期間なので、対策を考える時期かと思います。今回は、直系尊属（父母・祖父母）から直系卑属（子・孫）への贈与税の非課税制度をおさらいします。

	住宅取得等資金の 非課税制度	教育資金の 一括贈与非課税制度	結婚・子育て資金の 一括贈与非課税制度
使途	自己の居住に供する住宅用家屋の新築、取得又は増改築（以上“新築等”）新築等の敷地用に供される土地等の取得	○学校等に直接支払う入学金、授業料等 ○学校等以外の者に、教育に関する役務の提供として直接支払われる金銭等（学習塾代等）	○結婚に際する費用（挙式代、結婚を機にする転居代等） ○子育てに際する費用（妊娠・出産に要する医療費等、育児に要する費用等）
贈与者	受贈者の直系尊属（父母・祖父母など）		
受贈者	贈与を受ける年の 1 月 1 日時点で 20 歳以上の直系卑属（所得制限、従前に同制度の適用を受けていない等の条件あり）	教育資金管理契約を締結する日において 30 歳未満の直系卑属	結婚・子育て資金管理契約を締結する日において 20 歳以上 50 歳未満の直系卑属
贈与できる期間	平成 33 年 12 月 31 日まで	平成 31 年 3 月 31 日まで	
非課税限度額	最大 3,000 万円（時期・住宅の種類等により異なる）	1,500 万円（うち学校等以外は 500 万円まで）	1,000 万円（うち結婚資金は 300 万円まで）
贈与された資金を使用できる期間	贈与された年の翌年 3 月 15 日まで（贈与された資金の全額を充てる必要あり）	受贈者が 30 歳に達するまで（残額には贈与税課税）	受贈者が 50 歳に達するまで（残額には贈与税課税）
備考	贈与税の申告書等を一定の書類を添付し、期日（贈与を受けた年の翌年 2 月 1 日～3 月 15 日までに所轄税務署長に提出する。）	各資金非課税申告書を上記の資金管理契約を締結した金融機関の営業所を経由して、預入等期限までに所轄税務署長に提出する。	

住宅取得等資金の非課税制度は納税者が直接税務署に贈与税の申告をする必要があるため、申告前に右の書類をご用意下さい（戸籍謄本、登記事項全部証明書、新築・取得時の契約書写し（省エネ住宅の場合はその関係書類を含む））。

上記の税制のうち右二つは、契約の都度既定の書類を提出するため通常の申告とは異なりますが、税制自体の期限が迫って来ています。平成 31 年度の税制改正要求（内閣府・金融庁）でもその継続が焦点となっており、年明けの税制改正にはお気を付け下さい。

最後に、直系尊属からの贈与の場合は税率の低い特例税率などの優遇策もあります。細かな贈与シミュレーションをされる場合は、前田会計にご相談下さい。